

現指名停止業者一覧(建設工事関係)

令和8年2月21日更新

業者名	指名停止理由及び該当事項	指名停止期間
7-4 ①日本交通技術株式会社 ②株式会社トーニチコンサルタント	<p>日本交通技術株式会社及び株式会社トーニチコンサルタントは、他社と共同して、特定跨線橋点検等業務について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、特定跨線橋点検等業務の取引分野における競争を実質的に制限するなど、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたことによる（令和7年12月19日 公正取引委員会より公表）。なお、株式会社トーニチコンサルタントは、同法第7条の2に基づく課徴金納付命令について、同法第7条の4に基づき課徴金減免制度適用を受けた。</p> <p>基準第12号(独占禁止法違反)</p>	<p>①令和7年12月26日から 令和8年6月25日まで 6か月</p> <p>②令和7年12月26日から 令和8年3月25日まで 3か月</p>